

舞 鶴 総 第 101 号
令和 6 年 9 月 10 日

舞鶴市議会議長
上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津
(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 8 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和 6 年 9 月 9 日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

1 損害賠償の額

119,700 円

2 事件の概要

市職員が駐輪していた市所有自転車に乗ろうとした際、バランスを崩し、前かが近くに駐車中の相手方自動車に接触し、相手方自動車を損傷させた。

3 発生年月日

令和 6 年 8 月 1 日

4 発生場所

舞鶴市字浜地内

府道東舞鶴停車場線